

業務指示書

タンザニア国アグロインダストリー振興・産業人材育成に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月21日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年5月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：アグロインダストリーに係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/アグロインダストリー振興策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：アグロインダストリー振興に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業・中小企業金融】

- 1) 類似業務の経験：農業・中小企業金融に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（タンザニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 産業人材育成】

- 1) 類似業務の経験：産業人材育成に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年5月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(TZS1 = 0.063 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/アグロインダストリー振興策
農業・中小企業金融
産業人材育成

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.16 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月13日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- () 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
タンザニア国アグロインダストリー振興・産業人材育成に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/アグロインダストリー振興策	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業・中小企業金融	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 産業人材育成	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

タンザニア連合共和国(以下タンザニア)経済は 2000 年代に入ってから順調に成長を続けており、実質 GDP 成長率は 7%前後を記録している。しかし、貧困率は 33.6%(2007 年 Household Budget Survey、タンザニア本土)と依然として高く、貧困削減の改善は顕著に進んでいない。タンザニアの貧困は農村貧困であり、労働人口の 4 分の 3 が従事している農業セクターの成長が重要である。タンザニアの農業生産は、天水依存型の小農が大多数であり、安定した生産・収入の確保が困難である。コーヒーや紅茶などの伝統的換金作物は依然として重要な輸出産品であり、加えて花卉などの輸出も増加しつつあるが、580 万農家の多くを占める小農の営農には大きな変化がない。タンザニア全体の実質 GDP 成長率約 7%に比して、農業セクターは約 4%の成長に留まっており、このためタンザニア政府は現在の農業を変革し、近代化、商業化を推進することを政策に掲げているが、その進捗は芳しくない。農業の近代化、商業化が進まない要因は、貯蔵、加工技術の未熟さ、品質・規格制度の未整備、流通制度の不在、各種インフラ不足、農業金融サービスの未発達、生産者グループの未発達など多岐に亘ると考えられる。また、農業開発を農業省が所掌する一方で、農産加工・マーケティングを含む産業開発は産業貿易省が所掌しており、その協働関係に課題があることも阻害要因の一つと認識されている。

製造業に目を転じると、タンザニアの製造業者の 97%は従業員数 10 名未満の小企業、88%は従業員数 5 人未満の零細事業者であり、製造業の担い手の多くを占める中小零細企業の底上げが、タンザニアにおける製造業のさらなる発展、製造業への国内外からの投資を呼び込む上では不可欠である。タンザニア政府は中小企業振興公社(Small Industries Development Organization: SIDO)を通じて、中小零細企業に対して事業運営に必要な技術・経営指導、施設提供、少額融資を行うなどして、強化に取り組んでいるほか、基礎インフラ、産業クラスター、金融支援制度の整備など、事業環境の改善にも努めている。しかし、中小零細企業は、その多くが事業者登録をせずインフォーマルセクターとして事業を実施しており、また事業所の土地利用権を持っていないために土地を担保とした金融へのアクセスができない状況にあるなど中小零細企業は金融支援や技術・経営指導等のビジネスサポートの機会を十分に得られていない状況にある。加えて、製造業を担う人材とその育成システムの不在が、産業の成長を妨げている。

我が国は、「対タンザニア連合共和国 国別援助方針」(2012年6月)において、援助基本方針「持続可能な経済成長と貧困削減に向けた経済・社会開発の促進」を定め、「貧困削減に向けた経済成長」を重点分野の一つに据えている。同分野は農業開発および産業開発からなる。

農業分野においては、「農業セクター開発プログラム(ASDP)」の枠組み強化を支援する協力、並びに、灌漑開発(施設開発・維持管理)と灌漑稲作振興に長年に亘って取り組んできている。2012年11月に開始した「コメ産業振興計画プロジェクト」(技術協力プロジェクト)においては、栽培技術の普及・拡大のための能力強化を中心としつつ、生産ステージのみならず、コメの貯蔵、加工、流通、販売までを視野に入れたバリューチェーン強化のアプローチにも取り組みを開始している。

産業開発分野においては、2008年1月から産業開発アドバイザーを派遣し、持続的経済発展を通じた貧困削減に向けて、民間セクター主導の経済成長、雇用創出を促進するため、

IIDS の策定およびその実施を支援してきた。また、2013 年 4 月には製造業の中小零細企業の品質・生産性向上を支援する「タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト」が開始された。

こうした支援を行ってきたが、前述のとおりタンザニアでは農業の近代化(Modernization)、商業化(Commercialization)を通じて自給自足的農業から収益を生む(Profit-making)農業への転換が図られており、その転換にあつては、農業生産性の向上とともに、農産品加工を含む製造業セクターの発展および収穫後の保蔵・加工・流通・販売に至るまでの環境を整備する重要性がますます高まってきている。

この現状を踏まえ、これまで日本が実施してきた灌漑稲作技術向上、灌漑面積の拡大などのアプローチに加え、産業としての農業を強化するアグロインダストリー振興を焦点に、優良案件の形成に必要な情報の項目、分析に必要な視点の整理を行うこととした。

2. 調査の目的

タンザニアにおけるアグロインダストリー分野での支援の方向性を検討するため、統計データ収集、既存調査結果の分析や現地関係者からの聞き取り等の調査を通じて、アグロインダストリー振興に係る現状を整理し、課題の分析を行うことを目的とする。また、アグロインダストリーを中心に、タンザニアにおける産業人材育成の現状、ニーズについても情報収集し、課題を分析する。

(1) 調査対象地域

タンザニア本土(ザンジバルを除く)

(2) 相手国関係機関

農業・食糧安全保障・協同組合省、産業・貿易省、畜産・漁業開発省、教育・職業訓練省

3. 業務の範囲

「2. 調査の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書を作成する。

4. 実施方針及び留意事項

- (1) タンザニアでは、産業・貿易省に 2008 年から産業政策アドバイザーを派遣中である。同アドバイザーは産業の多様化・高度化に必要な政策立案・実施能力向上のため、統合産業開発政策及びマスタープランの策定支援等の協力を実施している。本業務を遂行する際は、同アドバイザーと綿密な協議、意見交換、情報収集を行うこと。
- (2) 本分野は、他ドナーの関心も高い分野であり、既に幾つかの先行調査・事業が行われている。現状分析にあつては、既存の調査報告書(JICA、JETRO 関連調査報告書、他ドナーによる報告書等)を有効活用し、効率的な調査を行うこと。特に、上記の産業政策アドバイザー関連の運営指導調査として、産業クラスター開発の情報収集・分析を実施しているため、この結果を踏まえること。
- (3) 農産物・農産加工品の調査対象範囲: 穀物、根菜類、オイルシード、伝統的商品作物、畜水産物等、本業務においては、既存情報を用いて、幅広く情報収集、分析を行ったのち、ポテンシャル作物を特定し、詳細を調査することを基本とする。
- (4) 業務全体を通じて、アグロインダストリー振興支援策の受益者(農家、農家グループ、

小規模な農業事業体等)については、その実施能力は一様でないことから、支援対象として適切であるか慎重に分析すること。また、想定されうる事業についても、支援対象のレベルを十分に検討すること。

- (5) 農業・中小企業金融サービスの対象事業としては、農業のみならず、軽工業を営む中小企業も視野に調査を行うこと。
- (6) アグロインダストリーに携わる人材のみならず、代表的な軽工業(金属加工、家具、皮革等)における人材育成について調査対象とする。また、実施中の「タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト」が保有する関連情報を収集し、これを踏まえた業務を行うこと。

5. 業務の内容

業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的、効率的な方法をプロポーザルで提案すること。

(1) 第1回 国内準備期間:2014年6月下旬~7月上旬

1) 以下について関連資料・情報の収集を行う。

- ① タンザニア政府の農業・産業振興、貿易投資促進政策、関連する法・制度、政府の開発計画及び実施状況
- ② 農産物/農産品の生産、輸入・輸出状況、需給の推移(タンザニア及び周辺国)
- ③ 農業・中小企業金融
- ④ 他ドナーによる支援の概要(アグロインダストリー振興、バリューチェーン支援、産業人材育成)

2) 調査方針、調査方法、業務工程等の検討を行う。

3) 上記作業を踏まえて、インセプションレポート(案)を作成し、JICAに説明する。JICAからのコメントを踏まえて、インセプションレポートを完成させる。インセプションレポートには業務工程、調査対象機関、調査方法、調査項目、資料入手方法等を記載する。

タンザニア政府機関(農業・食糧安全保障・協同組合省(以下、農業省)、産業・貿易省、畜産漁業開発省、教育・職業訓練省、訪問予定の州や県政府、政府系金融機関含む)、高等教育機関(アルーシャ工科大学、ダルエスサラーム工科大学等)や代表的な職業訓練校(Vocational Education and Training Authority:職業教育訓練公団、キリマンジャロ産業開発トラスト)、企業経営人材育成機関(ダルエスサラーム商工会議所、IFM: Institution of Financial Management、CBE: College of Business Education)、民間金融機関、現地のアグロインダストリー企業、他ドナーへの質問表(英語)を作成し、当該機関に事前に送付する。

(2) 第1回 現地調査期間:2014年7月上旬~8月中旬(45日間)

1) インセプションレポートの説明

農業省等の関係機関に対してインセプションレポートを説明し、内容につき協議・確認する。

【農産物・農産加工品の需給の現状整理とポテンシャル作物のバリューチェーン分析】

2) 農産物・農産加工物の生産及び輸出に係る情報

タンザニアにおける主要な農産物及び農産加工品の生産、それらの輸出に係る情報を収集するとともに、ポテンシャル作物を特定する(現時点ではコメ、オイルシード、畜

産加工品を想定しますが、よい望ましい選択肢がある場合、調査方法を含めて提案下さい。

- ・ 主要な農産物の生産動向(食糧作物と商品作物、畜水産物、それらの生産性、生産量、地域分布等、推移を含む)
- ・ 主要な農産加工品の生産動向(主な産品、生産量、生産地、推移を含む)
- ・ 主要な農産物及び農産加工品の輸出状況(輸出品の種類、輸出量、輸出額、輸出先、それらの推移)
- ・ 上記の主要な農産物及び農産加工品を中心に、周辺国の主な農産物及び農産加工品の輸入に係る状況

3) 農産物・農産加工品の輸入に係る情報

タンザニアにおける農産物・農産加工品の輸入に係る情報を収集する。

- ・ 主要な農産物・農産加工品の輸入動向(輸入品の種類、輸入量、輸入額、輸入元)
- ・ 国内産品及び上記輸入品の国内における流通・消費の概要
- ・ 国内産品と輸入品の価格競争力、品質等の比較分析

4) 農業生産資材に係る情報

タンザニアにおける主な農業生産資材(種子、肥料、農薬、農機等)の利用、流通に係る情報を収集する。

- 5) 上記2)で特定したポテンシャル作物につき、付加価値化の可能性という観点でバリューチェーン分析を実施し、生産者仲買人、流通業者、加工業者、卸・小売業者の果たす役割、各段階でのコスト構造、ステークホルダー間のビジネスマッチングの現状について分析、課題抽出を行う。
- 6) 上記調査結果を総合的に分析し、国内需要への対応(輸入代替を含む)、周辺国等への輸出促進の可能性を整理する。

【アグロインダストリー振興策】

7) 政府機関との協議を通じて、アグロインダストリー振興に係る具体的な政策、支援策の概要、各施策の実施体制を整理する。以下を含む。

- ・ 外国・国内企業向けの投資支援策
- ・ 各種の投資・貿易環境整備の進捗状況
- ・ 倉荷証券システム(Warehouse Receipt System)
- ・ クラスタ支援
- ・ 県農業開発計画におけるバリューチェーン支援中小企業振興公社(SIDO)によるODOP(One District One Product)支援

8) アグロインダストリー振興策の下における現状整理を目的に、倉荷証券システム、クラスタ開発、小規模農産物加工事業等の地方視察を実施する。地方視察では、複数のアグロインダストリー企業を6社程度訪問して調査を実施し、企業概要、事業概要、事業実施上の問題点、事業拡大の意向等の情報を収集し、分析する。また、中央・地方政府関係者からの聞き取りも行い現状認識、政府の把握している課題、課題への対策とその実施状況等を整理する。

9) ドナー、NGOによる協力の現状・動向、加えてドナーとして認識している優先課題を整理する。

【農業・中小企業金融】

- 10) 農業・中小企業金融サービスを提供している既存の金融機関(政府系、民間、保証事業を含む)を対象に、各機関についての情報ならびにサービスの現状(貸付要望件数、貸付件数、貸付相手・事業の種別、貸付金額、返済状況等の実績を含む)、特に貸し手側が認識する課題を整理する。
- 11) 特に、政府が現在提供している農業・中小企業金融サービス(タンザニア投資銀行の農業金融サービス、農業投入材信託基金によるサービス含む)の現状、さらに、今後立ち上げが予定されている政府農業開発銀行のサービス(予定)内容を整理する。
- 12) 金融機関、農民、農民組合、アグロインダストリー企業、軽工業企業へのインタビュー調査等を通じ、借り手側が求める農業金融サービスのニーズ、課題、現状とのギャップ、阻害要因につき整理する。
- 13) 民間金融機関(マイクロファイナンス機関などのノンバンク含む)による新たな金融サービス(モバイルバンキング等)につき、その現状を情報収集、分析し、サービス拡大の可能性を整理する。
- 14) ツーステップローン(円借款)による支援を行う場合を想定し、支援実施上の留意事項等を取りまとめる。

【産業人材育成に関する調査】

- 15) タンザニアにおける産業人材育成関連機関(①高等教育:アルーシャ工科大学、ダルエスサラーム工科大学、②職業訓練:職業教育訓練公団、キリマンジャロ産業開発トラスト、③企業経営人材育成:ダルエスサラーム商工会議所、IFM、CBE)へのヒアリング・アンケート調査、既存資料レビューを通じて、各機関の組織・活動概要、実施している人材育成事業、卒業生数と就職動向を確認し、また産業人材の需要(官民)と供給の現状、問題点を整理する。なお、ここでいう産業人材は、アグロインダストリー分野および代表的な軽工業(金属加工、家具、皮革等)に携わる人材とする。
- 16) 産業界における人材ニーズとギャップを踏まえたうえで、現在実施されている産業人材育成にかかる政策・取り組みの現状を整理し、課題を抽出する。また、各種文献を活用し、アフリカの他の国における取組みとの比較において、タンザニアの産業人材育成強化に向けた具体的な取り組み(高等教育機関における新設コース開設、企業経営人材育成機関のコンサルテーション、トレーニング能力強化等)の可能性を検討する。
- 17) 上記調査結果の概要について、現地調査報告書を作成して JICA に報告し、今後の調査結果取りまとめの方向性を確認する。

(3)第2回 国内整理期間:2014年8月中旬~9月上旬

1) ドラフト・ファイナルレポートの作成

現地調査結果に基づき、成長ポテンシャルのある分野を抽出の上、その分野の成長に必要な施策や活動(クラスター化、ツーステップローン等)を検討した上で、ドラフト・ファイナルレポート(案)を作成する。同レポート案につき、JICA 関連部に対して説明を行い、そのコメントを反映させ、同レポートを完成させる。

(4)第2回 現地調査期間:2014年9月中旬(10日間)

- 1) 農業省等の関係機関に対してドラフト・ファイナルレポートの説明を行い、内容につき協議・確認する。

- 2) ドラフト・ファイナルレポートに対する先方関係機関のコメントを受けて、調査結果の最終取りまとめに必要な追加情報収集、分析を行う。
- 3) JICA に対して、第 2 回現地調査結果の報告を行う。

(5) 第 3 回 国内整理期間: 2014 年 9 月下旬～10 月下旬

- 1) 第 2 回現地調査で先方関係機関および JICA から得た最終コメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

6. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項: 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期: 第 1 回 国内準備期間開始後 7 日以内

部 数: 英文 10 部(簡易製本)

2) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項: 調査結果全体

提出時期: 第 2 回 国内整理期間開始後 7 日以内

部 数: 英文 10 部(簡易製本)、要約編和文 5 部(簡易製本)

3) ファイナルレポート

記載事項: 調査結果の全体成果

提出時期: 2014 年 10 月末

部 数: 英文 10 部(製本)、要約編和文 5 部(製本)、CR-R 10 枚

(2) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書に係る先方関係機関との協議概要を協議議事録に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。

2) 先方関係機関への提出文書

先方関係機関に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

3) 収集した資料

調査の過程で各機関より収集した資料については、その写しまたは原本を JICA に提出する。

4) その他

・上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

・各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。報告書本文中で使用されるデータ及び情報については、その出典を明記する。

・各報告書には、業務実施時に用いた通過換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次のページに記載する。

・報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠(資料編の項目)との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

(3) 報告書の仕様

報告書の仕様(印刷・製本及び電子化の仕様)は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照し、ファイナルレポート以外は簡易製本とする。

(4) ネイティブチェック

英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務工程は、以下のとおりである。

- ・第1回国内作業期間:2014年6月下旬～7月上旬
- ・第1回現地調査期間:2014年7月上旬～8月中旬
- ・第2回国内作業期間:2014年8月下旬～9月上旬
- ・第2回現地調査期間:2014年9月中旬
- ・第3回国内作業期間:2014年9月下旬～10月下旬

なお、業務工程については、上記の記述に関わらず、コンサルタントは適切と考える期間がある場合には、プロポーザルにて提案する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1)業務量の目途

全体 8.8M/M

(2)業務従事者の構成(案)

なお、業務の内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に記載された格付目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/Aグロインダストリー振興策(2号)
- 2) 農産品加工・マーケティング
- 3) 農業・中小企業金融(3号)
- 4) 産業人材育成(3号)

3. 配布資料等

(1)配布資料

- 1) タンザニア国産業政策アドバイザー運営指導調査(産業クラスター開発)報告書
- 2) タンザニア国品質・生産性向上(カイゼン)による製造業企業強化プロジェクト関連報告書
- 3) タンザニア国統合産業開発戦略 2025(タンザニア国産業貿易省、2011年12月)
- 4) Developing the rice industry in Africa, Tanzania assessment(ビル・メリンダ・ゲーツ財団、2012年7月)
- 5) Tanzania's rice sub-sector and value chain – Analysis & Review and Proposed Vision & Strategy for Improved Competitiveness & Growth Prepared(FAO、2012年)
- 6) Value Chain Analysis of Rice and Maize in Selected Districts in Tanzania(Matchmaker、2010年11月)
- 7) Brochure on Agricultural Projects Financing Window, Tanzania Investment Bank
- 8) Brochure on Agricultural Input Trust Funds, Agricultural Input Trust Funds
- 9) Pass (Private Agriculture Sector Trust) Guideline, Pass Trust
- 10) Big Results Now: Assessment Findings of the Target 275 Warehouse under COWABAMA (タンザニア政府、2014年3月)

- 11) The Warehouse Receipt System Operational Manual Made under Section 6 of Warehouse Receipt Act No.10 of (Tanzania Warehouse Licensing Board, 2013 年)
- 12) Review of Warehouse Receipt System and Inventory Credit Initiatives in Eastern & Southern Africa – A working document for comment commissioned by UNCTAD, under the All ACP Agricultural Commodities Programme (AAACP)(Jonathan Coulter, 2009 年 9 月)
- 13) Case Study Report on Warehouse Receipt System under AMSDP, Tanzania,(Lucas Mataba, 2010 年 1 月)

(2)公開資料

以下の資料は記載したアドレスにて入手可能。

- 1) タンザニアの農林水産業 平成 23 年度アフリカ支援のための農林水産業情報整備事業(プロマーコンサルティング、2012 年 3 月)

http://www.promarconsulting.com/site/wp-content/uploads/files/Tanzania_2011.pdf

- 2) アフリカ地域 TICAD V 産業人材育成に関する情報収集・確認調査(JICA アフリカ部、アイ・シー・ネット株式会社、株式会社ワールド・ビジネス・アソシエイツ、2013 年 7 月)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12123477.pdf>

- 3) BOP ビジネス潜在ニーズ調査報告書:タンザニアの農漁業資機材分野(JETRO、2010 年 3 月)

<http://www.jetro.go.jp/world/africa/reports/07000372>

- 4) Tanzania Industrial Competitiveness Report 2012 (UNIDO、タンザニア政府)

http://www.unido.org/fileadmin/user_media/Services/PSD/TanzaniaIndustrialCompetitivenessReport2012-ebook.pdf

- 5) Agribusiness Indicators: Tanzania (世界銀行、2012 年 11 月)

<http://documents.worldbank.org/curated/en/2012/11/17036886/agribusiness-indicators-tanzania>

- 6) Light Manufacturing in Africa – Targeted Policies to Enhance Private Investment and Create Jobs, (世界銀行、2012 年 11 月)

<http://elibrary.worldbank.org/doi/book/10.1596/978-0-8213-8961-4>

- 7) Growing Africa – Unlocking the Potential of Agribusiness(世界銀行、2013 年 1 月)

<http://siteresources.worldbank.org/INTAFRICA/Resources/africa-agribusiness-report-2013.pdf>

- 8) M-Money Channel Distribution Case – Tanzania, Vodacom Tanzania M-PESA(IFC、2010 年)

<http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/3aa8588049586050a27ab719583b6d16/Tool+6.8.+Case+Study+-+M-PESA,+Tanzania.pdf?MOD=AJPERES>

(3)閲覧可能資料

次の資料は JICA 図書館にて閲覧可能。

- 1) TICADV に向けた戦略・アクションプラン案件調査 タンザニアの食品加工分野(干しいも)における民間技術導入可能性調査報告書(JICA アフリカ部、株式会社イースクエア、2014 年 2 月)

4. 便宜供与

本業務の実施にあたり、コンサルタントが JICA タンザニア事務所の便宜供与を必要とする場合は、同事務所に連絡するものとし、同事務所はその依頼内容に応じてその可否を検討する。

5. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA タンザニア事務所、在タンザニア日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時に安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、在外事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上